

平成19年11月第5回人吉市議会臨時会会議録

平成19年11月20日 火曜日

1. 議事日程

平成19年11月20日 午前10時 開議

日程第1 会期の決定

日程第2 会議録署名議員の指名

日程第3 議第89号 工事請負契約の締結についての議決内容の一部変更について

=====

2. 本日の会議に付した事件

- ・議事日程のとおり

=====

3. 出席議員 (20名)

1番	松岡隼人君
2番	井上光浩君
3番	豊永貞夫君
4番	川野精一君
5番	笹山欣悟君
6番	村上恵一君
7番	西信八郎君
8番	松田茂君
9番	永山芳宏君
10番	福屋法晴君
11番	森口勝之君
12番	田中哲君
13番	本村令斗君
14番	立山勝徳君
15番	仲村勝治君
16番	三倉美千子君
17番	山下幸一君
18番	下田代勝君
19番	簗毛正勝君
20番	大王英二君

欠席議員 なし

4. 説明のため出席した者の職氏名

市 長	田 中 信 孝 君
収 入 役	大 松 克 己 君
監 査 委 員	篠 崎 國 博 君
教 育 長	鳥 井 正 徳 君
総 務 部 長	秋 山 健 兒 君
企 画 部 長	井 上 修 二 君
福祉生活部長	尾 方 篤 君
経 済 部 長	俣 野 一 君
建 設 部 長	丸 山 善 利 君
総 務 部 次 長	深 水 雄 二 君
企 画 部 次 長	上 田 泉 君
福祉生活部次長	久 本 一 富 君
経 済 部 次 長	蓑 毛 幸 一 君
建 設 部 次 長	山 上 茂 君
秘 書 課 長	福 山 誠 二 君
地域生活課長	東 俊 宏 君
財 政 課 長	井 上 祐 太 君
福 祉 課 長	椎 葉 幹 夫 君
農業振興課長	中 村 憲 司 君
管 理 課 長	松 田 知 良 君
会 計 課 長	大 石 宝 城 君
水 道 局 長	濱 田 芳 彰 君
水 道 局 次 長	多 武 芳 美 君
教 育 部 長	浦 川 康 徳 君
教 育 部 次 長	中 村 明 公 君
教育総務課長	坂 崎 博 憲 君
農業委員会 事務局 局長	吉 川 泰 人 君
監 査 委 員 事務局 局長	松 江 隆 介 君

5. 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

局 長	永 田 正 二 君
-----	-----------

次 長 赤 池 謙 介 君
庶 務 係 長 村 並 成 二 君
書 記 和 泉 龍 二 君

=====

午前10時 開会

○議長（大王英二君） おはようございます。出席議員が定足数に達しておりますので本日の会議は成立いたしました。よって、これより第5回人吉市議会臨時会を開会いたします。会議を開きます。

本日の議事は、議席に配付の議事日程によって進めます。

それでは、これより議事に入ります。

=====

日程第1 会期の決定

○議長（大王英二君） 日程第1、会期の決定についてを議題といたします。

本件については、本日午前9時から議会運営委員会が開催され、会期日程等について協議がなされておりますので、これについて議会運営委員長の報告を求めます。（「議長、11番」と呼ぶ者あり）

11番。

○11番（森口勝之君）（登壇） おはようございます。平成19年11月第5回人吉市議会臨時会に当たりまして、本日午前9時から議会運営委員会を開き、会期日程等について協議をいたしておりますので、御報告を申し上げます。

会期は、本日1日限りとし、審議の方法につきましては、委員会付託を省略し、本会議において採決することにいたしております。よろしくお願いを申し上げます。

以上、報告を終わります。

○議長（大王英二君） 会期の決定については、ただいまの委員長報告どおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（大王英二君） 御異議なしと認めます。よって、日程第1、会期の決定は委員長報告どおり決定をいたしました。

=====

日程第2 会議録署名議員の指名

○議長（大王英二君） 次に、日程第2、会議録署名議員の指名をいたします。

署名議員に、7番、西信八郎議員、8番、松田茂議員を指名いたします。

=====

日程第3 議第89号

○議長（大王英二君） 次に、日程第3、議第89号を議題とし、直ちに執行部に説明を求めます。

○市長（田中信孝君）（登壇） おはようございます。いよいよ晩秋の季節となりました。

本日は第5回人吉市議会臨時会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては、大

変お忙しい中に御出席を賜りまことにありがとうございました。

早速でございますが、御提案いたします議案につきまして御説明申し上げます。

議第89号工事請負契約の締結について議決内容の一部変更についての案件は、平成18年6月第2回人吉市議会定例会におきまして、契約締結の御議決をいただきました紺屋町南町線外1線、大橋上部工P4からA2工事につきましての契約内容の一部変更でございます。

1点目の変更は、3号橋脚から4号橋脚までのPC桁の架設工、中川原への進入路でございます。斜路のボックスカルバート取付工及び歩行者用階段工などを追加施工することによりまして、契約金額を6億4,102万5,000円から7億3,445万6,074円に改めるものでございます。

2点目の変更は、オリエンタル建設株式会社が株式会社白石を吸収合併したことによりまして、契約の相手方の代表者の称号が平成19年10月1日付でオリエンタル白石株式会社に変更になりましたので、オリエンタル建設をオリエンタル白石に改めるものでございます。

議員各位におかれましては、よろしく御審議の上、御協賛を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（大王英二君） ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。（「14番」と呼ぶ者あり）

14番。

○14番（立山勝徳君） ただいま市長の方から提案をされました議第89号の議案に対して、私なりに少し経過を思い出しながら質問を一つだけしておきたいというふうに思います。

大橋がかなり古くなったということで、かけかえなければならないという問題が出てきたのはかなり以前からでありました。人吉市の中心街、しかも人吉のシンボリックな存在である大橋をどうかけかえていくのかということで、市民の声も聞きたいということなどもありまして、大橋型式検討委員会などを設置をいたしまして審議をしてきたという経過もあります。特に、人吉市の中心街を南と北に分断をするという工事でございますので、関係町内に対する説明の中では、関係町内からは、ぜひ仮橋をつくってほしいというなどの強い意見が出されました。議会でもそのことを何回か取り上げて議論をされた経緯があるというふうに思いますが、今大橋がかかっている所の地形の問題、それから財政上の問題などがあって、地元町内からの仮橋のかけかえという要求についてはこたえることができませんでした。そのかわり、できるだけ工期を短縮しましょうということでの努力で対応してきたわけでありまして、当初計画によりまして、3年間でかけかえますという計画であったというふうに思いますが、何せかけかえというのは、単にかけるだけではなくて、その前段に壊すという作業があるわけでありまして、この古い方を壊していく作業も、場所が中心街に近い、住宅地に近い、あるいは球磨川という環境を破壊するわけにもいかない、あるいは球磨川下りの安全確保の問題、そういった問題などもありまして、かなりの壊す作業も難工事であったという

ふうに思います。しかし、それでも何とか早くやらなければならないということで取り組みを執行部も議会サイドとしてもやってきたというふうに思っております。

いざ着工の段階になりまして、球磨川漁協との調整がかなり難航しました。さらには橋脚を築造する、いわゆる掘削工事においても予想外の難工事となりましたし、また予期せぬ大雨などが降ったということで、工期が大幅におくれてまいりましたし、その分関係町内、市民の皆さん方には大変迷惑をかけてきたというふうに思います。それを何とかして少しでも短縮して早く通行を確保したいという立場での今回の執行部の努力については、私は評価をするものでありますけれども。ただ、9月の議会において、丸山建設部長の方から12月末には何としても歩行者だけの確保をしたいと、通行の確保をしたいという丸山部長からの説明がございました。私が思いますのは、であれば、その時点、9月議会の時点で、今回提案された工事内容について9月時点において提案ができなかったのか、できなかったと、9月議会で提案できるとするならばもう少し余裕を持ってまた工事も、あるいは歩行者の通行も確保できたのではないかというふうに思いがあるものですから、そのことについて1点だけお尋ねをしたいと思います。

○建設部長（丸山善利君） おはようございます。御質問にお答えいたします。

なぜ、19年の9月議会に上程できなかったのかということでございますが、19年の9月議会にお願いするということになりますと、7月中には数量、金額を固め、8月初めには仮契約という運びになってまいります。その時点ではまだ桁架設に係ります作業を行っておりまして、数量、金額などの確定するのは厳しい、難しい状況でございました。11月初めごろ確定いたしましたので、11月9日に仮契約を行い、今回臨時議会にお願いしたものでございます。

以上、お答えいたします。（「はい」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君） 14番。

○14番（立山勝徳君） ただいまの問題につきましては、経済建設協議会の中でも、また全協の中でも一通りの説明は受けておりましたから、9月議会に提案できなかった理由については大方の理解ができるわけです。そこで、2回目ですが、2回目に限られておりますからお尋ねしますが、12月の中旬には何としてでも歩行者の通行を確保したいということでありますから、その通行の条件といいますか、そういったものについて明確にしておいていただきたいと思っております。例えば、歩行者、自転車、車いす、幼児、そういったもの、あるいは時間帯が何時から何時まで、そして安全確保の手段としてどのような対応をしているのか、そこあたりの具体的な問題について説明をいただきたいと思っております。

○建設部長（丸山善利君） 2回目の御質問にお答えいたします。

歩行者、通行の条件についてということでございますが、歩行者の方、それから自転車の方は押して通行をお願いしたいと考えております。それから、車いすの方も可能でございま

す。また、幼児の方、例えば小学生以下の方につきましての一人での通行というのは、やっぱり危険と申しますか、御遠慮いただければというふうに考えているところでございます。

時間帯でございますが、隣接しまして作業を行っております。この作業と申しますのは、水道管やらN T T、九電等の作業を行っておりますので、作業時間帯というところで考えておりました、8時30分ぐらいから午後5時ぐらいまでということ考えておるところでございます。

また、安全確保の問題でございますが、歩行者の設置、歩行者の通路を設置いたしました場合には誘導員などの配置を工事関係者の方と十分協議いたしまして、安全第一に進めてまいりたいと考えているところでございます。

以上、お答えいたします。（「通学生はどうなんですか、通学生は」と呼ぶ者あり）

通学生につきましては、教育委員会の方に確認いたしましたところ、現在通学路ということで指定してございませんので、通学につきましては、ここは通行は御遠慮いただければと考えておりますので、難しいということでございます。通学路に指定してございませんので、通学生の方は難しいということでございます。

○14番（立山勝徳君） 回数が制限がありますので、終わります。

○議長（大王英二君） ほかに質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑もないようですので、質疑を終了いたします。

採決をいたします。議第89号について、原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大王英二君） 御異議なしと認めます。

よって、議第89号は原案のとおり可決いたしました。

=====

○議長（大王英二君） 以上で本日の議事は全部終了いたしました。

これをもって第5回人吉市議会臨時会を閉会いたします。どうもお疲れさまでした。

午前10時16分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

人吉市議会議長 大 王 英 二

人吉市議会議員 西 信八郎

人吉市議会議員 松 田 茂

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

人吉市議会議長

人吉市議会議員

人吉市議会議員